

東京都入札監視委員会 第1回第二監視部会 審議概要

開催日及び場所	令和4年9月14日(水) 都庁第一本庁舎北側33階 特別会議室N1	
委員	日本大学総合科学研究所客員教授 有川博 (部会長) (元)会計検査院官房審議官 飯塚正史 公認会計士 片桐春美 東京家政学院大学現代生活学部生活デザイン学科教授 小池孝子 計4名(敬称略) ※各委員はオンラインによる参加	
審議対象期間	令和3年7月1日～令和3年9月30日	
抽出案件計	6件	(備考)
一般競争	2件	
指名競争	3件	
随意契約	1件	
	意見・質問	回答
委員からの意見・質問、それに対する回答等	<議案1>(高落札率事案) 隅田川(永代橋下流)左岸照明施設整備工事[希望制指名競争入札]	
	Q 今回の入札を通して、今後の総合評価方式において変えていくべき点などはないか。	A 施工能力審査型総合評価方式を適用することで技術点が高くない業者は辞退し、結果として品質を確保できると考えるが、今回は高い工事成績評定点を有する業者が落札しており、今のところ制度見直しの必要性は感じなかった。
	Q 1者入札になったことについて、どのように原因を分析しているか。	A 総合評価方式の適用により、技術点に自信のない業者は入札を見送る傾向があること、本工事の発注時期に配置予定技術者が調達できなかったことが主な理由と考える。
	Q 総合評価方式を適用しているが、特殊な技術、高い技術力が必要なのか。	A 特別な技術力は要しないが、品質を確保した施工をきちんと行うといった技術力を有する業者が落札することによって総合評価を積極的に適用している。
Q 1者入札の改善を図らないまま予定価格の事前公表を行うことは許されないと思うが、どう考えているか。	A 入札契約制度改革における1年間の試行の結果、入札監視委員会の議論を踏まえ現在の制度としているが、今後の入札については、より競争性が高められるような工夫を検討しながら進めていきたい。	

	<p>意見：総合評価の適用について一つ一つ検証しながら適切に運用するとともに1者入札について、ヒアリングを含め、適切な原因分析を行い、予定価格の事前公表にあたって競争性が働くよう改善に取り組んでいただきたい。</p>	
	<p><議案2> (高額事案) 有明テニスの森公園(3)施設改修その他工事 [一般競争入札]</p> <p>Q 東京2020大会競技施設の後利用に向けた改修工事であり、当初より後利用計画を考えた設計となっているとのことだが、当初想定しえなかった問題や改善点はあるか。</p> <p>意見：工事完了後、大規模イベント等の仮設工事を含む後利用計画を踏まえた事業に向けた改善点を検証いただきたい。</p>	<p>A 当初より大会後のコートの面数等を決めてから大会時に必要なものを造るなど、無駄になる部分を最小限に抑えられたと考えている。改修工事が進捗中であり、現時点では問題や改善点は特にない。</p>
	<p><議案3> (一者入札事案) 令和3年度新海面処分場しゅんせつ土砂仮置・送泥(埋立)工事(その1) [希望制指名競争入札]</p> <p>Q 辞退了7者について、辞退理由をヒアリングしているか。また、どのような改善が考えられるか。</p> <p>Q 配置予定技術者は監理技術者でなければならないのか。また、兼務を認めていないのは、法の定めなのか都の運用なのか。</p> <p>Q 任意指名の7者はどういった基準で選定しているのか。</p>	<p>A ヒアリングを実施したところ、本工事が他工事で発生した土砂を受け入れ、送泥するといったものであるため、工事のスケジュールが立てづらいつとの声があった。ヒアリング結果を踏まえ、年間で6カ月ずつ2分割し発注しているものを3分割することで期間を短くし、計画の精度を上げることを考えていく。</p> <p>A 本件は金額から建設業法の定めにより監理技術者の配置が必要となる。また、兼務については建設業法で認められており、一定規模以上のものについては、国に準じて専任を求める運用を行っている。</p> <p>A 入札参加の要件において、参加資格しゅんせつ埋立に格付されていること、完成工事経歴などの実績要件、船を所有または保有していることについて条件を満たす者を選定している。</p>

<p>Q 年間2本の契約を3本に分割して発注した場合、1者が落札した後、2本目、3本目は同じ業者に随意契約とならないか。</p>	<p>A 業者へのヒアリング結果を踏まえ、工事期間を短くする分割発注をすることで、多くの業者に希望していただく環境づくりをしていきたい。</p>
<p>意見：1者入札の原因を分析し、競争環境が整う工夫をしていただきたい。その際、分割発注のやり方が競争性を欠くことがないように検討していただきたい。</p>	
<p><議案4> (一者入札事案) 交通信号機 移設・改良(視覚障害者用)・更新(制御機・集中式制御機・施設更新)・撤去工事 [希望制指名競争入札]</p>	
<p>Q 辞退理由として技術的に困難とあるが、具体的にどのようなものか。</p>	<p>A 今回の工事案件の中の一つに鉄道会社及び道路管理者との調整が必要な交差点があり、調整に時間を要す、または調整がうまくいかないのではないかとということで技術的に難しいと判断されたと考えている。</p>
<p>Q 入札参加業者には参加表明に対する責任があり、安易に手を挙げて、安易に辞退するといったことには何らかのペナルティを付すべき。</p>	<p>A 選定の段階において、希望回数や落札回数等の状況も考慮しながら、業者の技術力や規模等を総合的に判断し、指名していく。業者は技術者の手が空いてしまわぬよう他の工事にも予定技術者として配置して複数希望し、他の工事が落札した結果、当該技術者の配置が困難となり辞退するケースもあり、必ずしも安易に希望しているだけではないと考える。</p>
<p>Q 入札の途中段階において、希望時とは状況が変わった場合に辞退する手続きは設けられているのか。</p>	<p>A 指名通知後、開札日を待たずに辞退することが可能となっているが、その段階で追加指名することは、当該追加指名を受けた業者の見積り期間が短くなるため、公平性の観点から行わない。</p>
<p>意見：入札手続の途中で辞退するような状況が判明した場合、速やかに辞退することを徹底させて欲しい。その上で、入札時まで理由なく引き伸ばして辞退する事業者について、辞退理由によってはペナルティを科すといったことについても検討していただきたい。</p>	

	<p><議案5> (高額事案) 旧築地市場(3)勝どき門駐車場ほか解体 工事 [一般競争入札]</p>	
	<p>Q WTO案件においては最低制限価格を設定できないことになっているが、失格基準について説明いただきたい。</p>	<p>A 国からの通知を踏まえ、失格基準を設け、ダンピング対策を積極的に行っていくため、国の特別重点調査基準価格を参考に数値的失格基準を設け、直接工事費、一般管理費等について、一定の金額を下回った場合には失格とする運用をしている。</p>
	<p>意見:数値的失格基準は最低制限価格と同様の機能を果たすため、WTO協定との整合性について注意が必要。 については、低入札価格調査制度における失格基準の運用について、WTO協定との整合性について整理の上、報告すること。また、過去なされた築地市場解体工事を機に行われたWTO協定に関する議論を確認すること。</p>	
	<p><議案6> (同一事業者長期継続受注事案) 南部汚泥処理プラント監視制御設備補修 工事 [特命随意契約]</p>	
	<p>Q 補修計画のような長期的なものとの比較はしているのか。また、金額的な乖離等はあったのか。</p>	<p>A 再構築に至るまでの基本タイムスケジュールを設定し、メーカーの交換推奨期間を基に補修計画を策定しているが、毎年の保守点検結果を重視し、補修箇所を決定した段階で金額が定まるため、金額的な差異は明確に提示するのは難しい。</p>
	<p>Q 本体の取得だけではなく、その後の運用に関しても勘案した上で取得時の入札を行うといったことは考えているのか。</p>	<p>A 機能の増設を随時行っている設備であり、資産価値が変動することに加え、電気、電子部品については価格変動が激しいところもあり、当初設定単価が現在に通用するか難しい面もあり、長期的なスパンでの契約はなじまないと考える。</p>
	<p>意見:設備、システムの導入時に以後の補修、修繕といったものを見込んだ入札など、可能であるものは設備、施設、システムと一体として保守の発注をする等の視点を今後の業務改善に入れていただきたい。</p>	

委員会 による 報告又 は意見 の具申	議案1から議案6までについて、意見の具申は行わないが、個々に付された意見への対応を求める。
---------------------------------	---